

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所の指定について (案)

<指定申請者情報>

指定を受けようとする地域密着型サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
申請者	名称	社会福祉法人 遊生会
	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西蒲区巻甲2203番地1
	代表者の職名・氏名	理事長 <small>みずの てつま</small> 水野 哲馬
事業所	名称	まいらいふ旗屋
	所在地	新潟市西蒲区旗屋93番地1
	管理者	<small>たまき とよみ</small> 玉木 豊美
	共同生活住居数及び利用定員	共同生活住居数 2戸 利用定員 18人

<事業者指定を行う方針>

指定 (案)	上記の事業所について指定の申請があったため、介護保険法の規定に基づき、指定を行うことを提案します。
提案理由	第7期新潟市介護保険事業計画に定められた地域密着型サービスの整備目標を踏まえて、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の適正なサービス量を確保するため。
指定の根拠	(1) 地域密着型 (介護予防) サービス事業者の指定は、地域密着型 (介護予防) サービス事業を行う者の申請により、地域密着型 (介護予防) サービスの種類及び地域密着型 (介護予防) サービス事業を行う事業所ごとに行う。 (介護保険法 (以下「法」という。) 第78条の2第1項及び第115条の12第1項) (2) 指定を行うにあたり、法及び「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」並びに「新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」 (以下「基準条例」という。) により規定された人員、設備及び運営に関する基準を満たしている。 (法第78条の4第1項及び第2項、基準条例第89号、第93号)
指定予定年月日	令和元年9月1日

＜指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等＞

基準	指定審査に係る審査項目	申請内容	審査結果	
1 人員に関する基準	(1) 従業者の員数			
	① 介護従業者			
	ア	1 以上は常勤であること。	介護従業者 16 人中 15 人が常勤である。	○
	イ	【夜間及び深夜の時間帯以外】 ・常勤換算方法で、利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに、1 以上配置すること（3：1）。	利用者の日中の生活時間帯において、常勤換算方法で 3：1.95 の配置である。	○
	ウ	【夜間及び深夜の時間帯】 ・共同生活住居ごとに時間帯を通じて、1 以上の介護従業者が確保されていること。	夜間及び深夜の時間帯に、共同生活住居で 1 人の介護従業者が確保されている。	○
	② 計画作成担当者			
	ア	共同生活住居ごとに配置し、専従の者であること（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該共同生活住居の業務を兼務可）。	各共同生活住居に 1 名ずつ配置している。それぞれ各共同生活住居の介護従業者を兼務している。	○
	イ	保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であること。	計画作成に関して知識及び経験を有する者である。	○
	ウ	1 人以上は、介護支援専門員であること。	1 人は介護支援専門員の資格を有する者である。	○
	エ	介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービス計画に係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てること。	2 人とも認知症である者の介護に従事した経験を 10 年以上有する者であり、そのうちグループホームでの従事経験を 1 年以上有する者である。	○
	オ	厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等）を修了していること。	それぞれ認知症介護実践研修を修了している。	○
	(2) 管理者			
	①	共同生活住居ごとに配置し、常勤で専従の者であること（ただし、管理業務に支障がない場合は兼務可）。	各共同生活住居の管理者として常勤職員を 1 名配置している。	○
	②	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。	特別養護老人ホーム、グループホーム等で 2 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者である。	○
	③	厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等及び認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了していること。	認知症介護実践研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している。	○

	(3) 代表者		
	① 次のいずれかの経験を有していること。 ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験 イ 保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験	福祉サービスの経営に14年以上携わった経験を有する者である。	○
	② 厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了していること。	認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している。	○
設備に関する基準	(1) 共同生活住居		
	① 1の事業所に2までであること。	共同生活住居数は2である。	○
	② 入居定員は、5人以上9人以下である。	各共同生活住居の定員は9人である。	○
	③ 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。	各共同生活住居において、居室、居間など利用者が日常生活を営む上で必要な設備及び非常災害に際して必要な設備が設けられている。	○
	(2) 居室		
	① 居室の定員は1人とすること。（処遇上必要な場合は、2人部屋も可）	すべての居室（18室）の定員は、1人である。	○
	② 1の居室の床面積は、7.43㎡以上であり、収納設備が別途確保されていること。	居室の床面積は8.68㎡～8.70㎡である。	○
	③ 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されていること。	すべての居室は、居間等につながる出入口を有し、他の居室と明確に区分されている。	○
	(3) 事業所は、住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域の住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。	事業所は住宅地の中にあることを確認した。	○
	運営に関する基準	(1) 管理者による管理 管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一の敷地内にあること等により、共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではない。	管理者は、各共同生活住居の介護従業者を兼務する者であるが、各共同生活住居の管理上支障がないことを、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等により確認した。
(2) 運営規程 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。			
① 事業の目的及び運営の方針			
② 従業者の職種、員数及び職務内容			

	<p>③ 利用定員</p> <p>④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 非常災害対策</p> <p>⑦ その他運営に関する重要事項（身体拘束等を行う際の手続等）</p>	<p>運営規程には、左記の①から⑦の項目が規定されている。</p>	○
(3)	<p>勤務体制の確保等 共同生活住居ごとに従業者の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確に定めること。</p>	<p>従業者の勤務体制及び雇用について、勤務形態一覧表等により確認した。</p>	○
(4)	<p>協力医療機関等</p>		
①	<p>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p>	<p>「新潟県立吉田病院」及び「遠藤医院」との協力体制が整備されていることを協定書で確認した。</p>	○
②	<p>あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>	<p>「八木歯科クリニック」との協力体制が整備されていることを契約書で確認した。</p>	○
③	<p>サービス提供の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えてあること。</p>	<p>「介護老人保健施設回生園」との緊急時等における連携及び支援の体制が整備されていることを契約書にて確認した。</p>	○
(5)	<p>掲示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておくこと。</p>	<p>事業所の入口付近に運営規程の概要等が掲示されている。</p>	○
(6)	<p>秘密の保持等 従業者若しくは従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置が講じられていること。</p>	<p>運営規程等において、秘密の保持について規定されている。</p>	○
(7)	<p>苦情処理 利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置が講じられていること。</p>	<p>利用者等からの相談又は苦情等に対応する窓口を、当該事業所内に設置していることを確認した。</p>	○
(8)	<p>事故発生時の対応 事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行える措置を講じておくこと。</p>	<p>損害賠償保険に加入していることを確認した。</p>	○

	<p>(9) 地域との連携</p> <p>利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員等及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置すること</p>	<p>運営推進会議の構成員は、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者が決定している。</p> <p>利用者と利用者の家族については、開設後に決定予定。</p>	○
--	--	--	---

次のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(法第78条の2第4項及び第115条の12第2項、基準条例)

- (1) 法人でない
- (2) 人員基準が未達
- (3) 設備・運営基準に従った適正な運営ができないと認められる
- (4) 事業所が市町村の区域外にあり、その市町村長の同意を得ていない
- (5) 禁固以上の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまでの者
- (6) 介護保険法その他国民の保健、医療、福祉に関する所定の法律により罰金刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまでの者
- (7) 労働法規により罰金の刑を受け、執行が終わるか執行されなくなるまで者
- (8) 社会保険料等について滞納処分を受け、引き続き滞納している者
- (9) 指定取消要件（第78条の10もしくは第115条の19）の(2)～(5)以外により指定を取消され、5年を経過していない（組織的関与が認められない場合を除く）
- (10) 申請者と密接な関係を有する者が、法78条の10（もしくは第115条の19）(2)～(5)以外の指定取消要件により指定を取消され、5年を経過していない（組織的関与が認められない場合を除く）
- (11) 指定取消要件(2)～(5)以外による取消処分の通知日から処分日等までの間に事業廃止の届出または指定の辞退を行い、5年を経過していない
- (12) (11)の期間内に、事業の廃止の届出等があった場合、(11)の処分の通知日前60日以内に役員等であり、廃止の届出等から、5年を経過していない
- (13) 申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした
- (14) 役員等のうち、次に該当する者がある
 - ①禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある
 - ②前記(6)～(8)、(12)または(13)に該当
 - ③第78条の10(2)～(5)以外で指定取消となった法人（または前記(11)の法人）の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日（または届出・辞退の日）から5年を経過していない
 - ④第115条の19(2)～(5)以外で指定取消となった法人（または前記(11)の法人）の、処分通知日前60日以内の役員等で、取消日（または届出の日）から5年を経過していない

申請者、法人の役員及び管理者が、法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しない者であることを書面により誓約している。

○